

## 協議第17号

### 保健・医療関係（医療）について

合併協定項目第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「(9)保健・医療関係（医療）」について、別紙のとおり提案する。

平成20年12月24日提出

平成20年12月24日確認

小林市・野尻町合併協議会  
会長 堀 泰 一 郎

協定項目	第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「(9)保健・医療関係(医療)」
------	-------------------------------------

1. 病院の名称等について

住民の健康増進と福祉充実のため、地域に密着した医療施設として位置付け、小林市立市民病院（新たな名称に変更予定）として現行のまま新市に引き継ぐ。

2. 病院施設の改築状況について

小林市の計画を進め、現行のまま新市に引き継ぐ。

3. 診療所について

西小林診療所、須木診療所、須木歯科診療所、内山へき地診療所については、地域医療の確保のため、現行のまま新市に引き継ぐ。

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番 号	協定項目	調整の内容（案）	参考（小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較）				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語 句	内 容	摘 要	
25 - 8	その他の社会福祉関係 第8回（H20.10.9） 提案・確認	3．平和祈念（追悼式典の実施等） 現行のまま、新市に引き継ぎ、地域別の開催を 継続するが、将来的には合同で追悼式を開催する よう調整し、同時に補助金等についても統一する よう調整する。	3．平和祈念（追悼式典の実施等） 現行のまま、新市に引き継ぎ、地域別の開催を 継続するが、将来的には合同で追悼式を開催する よう調整し、同時に補助金等についても統一する よう調整する。				7
25 - 9	保健・医療関係 【保健、健康づくり】 第8回（H20.10.9） 提案・確認	【保健、健康づくり】 1．保健センター 保健センターについては、健康増進・保健予防 のための組織とし、地域住民の健康づくりの拠点 とする。センターの機能を効率的に活用しなが ら、積極的な事業展開を行うよう合併までに調整 する。	【保健、健康づくり】 1．保健センター 保健センターについては、健康増進・保健予防 のための組織とし、地域住民の健康づくりの拠点 とする。センターの機能を効率的に活用しなが ら、積極的な事業展開を行うよう合併までに調整 する。				3
		2．母子保健 乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児 健康診査及び母子保健指導については、健診の委 託先・実施方法を統一するよう調整するが、健診 会場までの距離の不均衡が生じるため、当面現行 のまま実施することとし、合併後3年を目処に統 合するよう調整する。	2．母子保健 乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児 健康診査及び母子保健指導については、健診の委 託先・実施方法を統一するよう調整するが、健診 会場までの距離の不均衡が生じるため、当面現行 のまま実施することとし、合併後3年を目処に統 合するよう調整する。				7～ 10
		3．成人健康診査 成人健康診査（胃がん検診、肺がん検診、大腸 がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、肝炎検診） については、集団検診における個人負担金は、現 在調整を行っており、平成21年度に統一され る。委託先を含む検診の差異については、統一す る方向で合併時までに調整する。	3．成人健康診査 成人健康診査（胃がん検診、肺がん検診、大腸 がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、肝炎検診） については、集団検診における個人負担金は、現 在調整を行っており、平成21年度に統一され る。委託先を含む検診の差異については、統一す る方向で合併時までに調整する。				16 ～ 21
			4．人間ドック助成事業 <u>人間ドック助成事業については、基本健康診査 から特定健康診査に変わり、健康診査は行政から 保険者へ変更になっているため、保健事業では実 施しない方向で調整する。</u>			調整内容中「4」を削除する。	